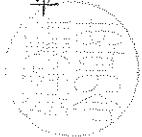


平成24年7月6日

法務省刑事局 御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 林 良 平



被害者参加制度の3年後見直しに関する意見書

次の5点について、法改正ないし運用して頂きたくお願い申し上げます

- 1 被害者参加人等が公判前整理手続に参加できるよう法改正して頂きたい。
- 2 証人に対する被害者参加人等の尋間にあたっては、情状事実だけでなく犯罪事実についても尋問できるよう法改正して頂きたい。また、尋問は主尋問、反対尋問双方についてできるよう法改正して頂きたい。
- 3 被害者参加人等は、参加を許可された罪名の事件のみならず、起訴された事件のうち参加を許可された事件と密接な関係を有する事件であれば参加を許可されていない事件についても訴訟行為ができるよう法改正して頂きたい。また、同種事件について、裁判員裁判対象事件と非対象事件が複数併合され、非対象事件について区分審理の決定がなされた場合においても、被害者参加人等は、参加を許可された罪名の事件のみならず、それと密接な関係を有する起訴された事件全て（他の被害者の事件も含む）について、訴訟行為ができるよう法改正して頂きたい。
- 4 被害者参加人の旅費日当を訴訟費用として裁判所から支給されるよう法改正して頂きたい。
- 5 被害者参加制度の趣旨を徹底するよう法テラスにおいて被害者支援の精通弁護士を研修して頂きたい。

平成 24 年 7 月 6 日

法務省刑事局 御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）
会員 小沢樹里

被害者参加制度の 3 年後見直しに関する意見書

第 1 説明者の立場

私は、交通犯罪によって夫の両親 2 人を亡くした被害者遺族で、小沢樹里と申します。夫の両親と同じ車に乗っていた夫の双子の弟や妹も、この事件で重傷を負いました。妹は、顔面を複雑骨折し、上下のあごが砕け、腰骨を顔面に移植するなどの手術をくり返しましたが、事件前とは表情が大きく変わってしまいました。弟は、足腰に複雰骨折を負ったことで、今も常に痛みに苦しみ、下肢機能障害や、排尿・排泄障害になりました。また、弟妹のふたりとも、高次脳機能障害になり、日常生活でも支障が出て苦しんでいます。私は、夫とともに弟妹ふたりを引き取り、一緒に暮らし、面倒をみています。

そして、私たち家族は、被害者参加制度の施行の前と後で、全部で 3 件の刑事裁判を経験しました。参加制度が適用された最後の三つ目の裁判では、私たち家族 4 人（私、夫、弟、妹）は、嫁の立場である私を含めて「被害者参加人」になりました。

第 2 事件の概要

2008 年 2 月 17 日、夫の弟が運転する家族 4 人の乗った車は、埼玉県熊谷市の路上で事件に巻き込まれました。加害者側運転手が飲酒し、泥酔運転の末、連続カーブの時速 40km の道路を 100 ~ 120km 以上で走行し、コントロールを失ったまま反対車線を走っていた 2 台の車に衝突したのです。そのうちの 1 台が私の夫の弟の車で、妹と両親が同乗していました。両親は即死でした。

刑事裁判は、4人の被告人に対する3つの裁判を経験しました。加害者側の運転手は、危険運転致死傷罪により2008年3月に起訴され、2009年11月の東京高裁での16年の実刑判決が確定し、服役中です。酒を飲ませた飲食店店主は、道交法上の酒類提供罪で2008年3月に起訴され（これは全国初です）、2008年6月にさいたま地裁で懲役2年、執行猶予5年の有罪判決を受け確定しました。

そして、同乗者2人は、2008年5月に道交法違反（飲酒運転同乗）で書類送検されましたが、6月に私たち家族が危険運転致死傷罪の共同正犯で告訴し、翌年の2009年8月に危険運転致死傷の帮助罪での起訴になりました。危険運転致死傷帮助罪としては全国初の裁判員裁判が昨年1月にさいたま地裁で開かれ、同2月に実刑2年の判決がくだりました。被告人2人は、東京高裁で同11月に控訴が棄却され、上告中です。

最初の2つの裁判は、被害者参加制度施行前の起訴でしたが、3つ目の危険運転致死傷帮助罪の裁判だけが、施行後の2009年8月の起訴でしたので、被害者参加制度を利用できました。もともと警察が書類送検していた道交法違反の罪名に過ぎなかったら、私たちは正式には「被害者」扱いしてもらえませんので通常の被害者ができることも認められなかっただけでなく、また、道交法違反では被害者参加制度の対象にもならないので、参加制度の利用もできなかつたでしょう。

第3 被害者参加制度を利用して良かった点

1 早めに情報を開示してもらえた

被害者参加人になった裁判では、それまでと違い、証拠などの情報開示を早くしてもらえて、必要な情報を手元に置けました。そのため、情報をもとに、弁護士や家族と相談する時間が持てました。また、公判前に内容を読み込むことで、当日への備えができる、納得して裁判に臨めました。おかげで、ずいぶんと裁判に対しての恐怖感が減りました。

2 検察官と十分なコミュニケーションがとれた

被害者参加人として、検察官と十分にコミュニケーションが取れました。裁判前にたくさん話し合いができたことが互いの理解を助け、私たちは冷静に判断できたと思いますし、検察官の側も、私たちの疑問を反映させて質問や尋問

を被告人や証人してくれました。また、私たちの基本的な意向を検察官が分かってくれていると安心できましたので、それが公判中のスムーズなやりとりにもつながったと思います。

3 被害者参加人として在廷できた

参加制度以前は、私たち被害者は「蚊帳の外」でしたが、在廷できたおかげで「罪」とも「被告人」とも向き合えたように思いました。

(1) 被告人の態度を観察できた：正面から被告人の一言一句（言葉）と一挙手一投足（行動）を観察できました。表情や手足のしぐさまで、被告人の態度の悪さがはっきり見て分かりました。反省度合いが実感として分かったのは大きかったです。

(2) 気持ちに冷静さが生まれた：参加人になり、被告人に質問する機会が与えられたため、私たちは感情の高ぶりはあっても冷静でいられました。以前の傍聴席に座った裁判では、被告人に直接質問できませんでしたので、その悔しさから被告人をただ憎み、怒りを前面に押し出すような態度を取るしかなかったのです。参加できて、裁判中の私たちの気持ちには格段の差が生まれたように思います。被害者が参加すると法廷が混乱するといって反対されたと私達を支援してくれた弁護士先生から聞いたことがあります、参加させず、何もさせようとしないからこそ、感情を抑えきれなくなるのではないかでしょうか。むしろ、バーの中に入り、いろいろなことができる事を知って、かえって冷静になれたように思います。

(3) 疑問をその場で解決できた：公判中、検察官が隣にいたので、裁判の流れの中ですぐに対応できました。疑問や意見があれば、検察官にその場で紙に書いて渡したり、口頭で伝えたりでき、質問に対しては、3人いるうちの検察官の誰かがその場で私たちに説明してくれました。

以前の被害者参加をしていない2つの裁判では、私たちは聞きたい事実もその場では聞くことができず、休憩を待って検察官に話をしなければなりませんでした。ですから、被告人の言葉を聞いて湧き出た質問も、被告人質問が終わった後でないと検察官に聞くことができず、イライラしました。ですが、被害者参加をした裁判は、イライラもなく冷静に公判に臨むことができました。

4 罪体に関する被告人質問と、被害者論告が自らできた

後で申します「ある理由」から犯罪事実だけでしたが、被害者参加人の私が被告人両名に直接質問できました。また、被害者としての論告求刑も、委託した被害者参加弁護士だけでなく、参加人の私自身が直接行いました。

自分自身で質問することは、とても意義があります。自らの疑問を相手に聞き、その答えに対してまた質問することは、何よりも優先したかったことでした。すべては被告人に「真実」を語ってもらいたいのです。

法律のプロが考える「真実」と、被害者が考える「真実」は違います。プロにはムダに見えるかもしれません、直接会話をしたことになかった加害者に家族をめちゃくちゃにされたのですから、私たちが聞きたいことはたくさんありましたし、言いたいこともたくさんありました。

実際には時間的な制約もありますので、被害者参加弁護士とともにより意義のある質問や意見だけを選択しましたが、自らの疑問や意見を伝えられたことで、1つの問題を自らが解決したという満足感すら感じました。

第4 被害者参加制度で、改善してもらいたい点

刑事裁判に被害者が参加できるこの制度は、なくてはならないものです。しかし、以下の点を改善してもらいたいです。

1 犯罪事実についても証人尋問したい

情状証人だけでなく、犯罪事実に関する証人にも、被害者参加人が尋問できるようにしてもらいたいです。

被害者は、真実を知りたいのです。仮に、加害運転手が参加制度の施行後に起訴され、私たちが被害者参加できたとしても、そのときは同乗者の2人は証人に過ぎませんから、犯罪事実については何も聞くことができません。これでは納得がいかなかったと思います。

証人は正直に話せばいいだけのことですから、聞かれたからといって何も負担が増すとは思いません。むしろ、被害者参加人が事実について全く尋問できないことの方が、おかしなことだと思います。

2 公判前整理手続きに関わりたい

被害者参加人と被害者参加弁護士も、公判前整理手続きに関わられるようにしてもらいたいです。

(1) 被害者は知りたい：被害者側は、検察官に手続きの様子を細かく聞く以外、何がどのように進んでいるのか分かりません。検察官は、聞いてきた内容を毎回話してくれますが、私たちは自分の目で見て「何が争点になるか」「加害者の意見」「証明する事実」「提出する証拠物」「日程」が的確に判断されているかどうか、こちらの意見をまとめるためにも知りたいのです。検察官も、被害者側がそこにいれば、説明する手間が省けるでしょう。

加害運転手の裁判では、被害者参加も裁判員裁判も施行前で適用されなかつたのに、公判前整理手続きだけは導入されてしまいました。被害者が全く関与できないところで裁判所・検察官・被告側弁護人の3者で全てが決まり、勝手に裁判が進んでしまうような怖さがありました。見えないこと、聞こえないことは被害者をより苦しめます。苦しくて、当時、裁判所に「公判前整理手続きはしないでほしい」と上申書を提出したほどです。

裁判員裁判のために公判前整理手続きがどうしても必要なら、せめて、被害に遭い、真実を知りたいと願う私たち被害者参加人側も関与させてほしいです。手続きを知ることは、意義があることなのです。

(2) 証拠の絞り込みを防げる：被害者側の参加の無いままの公判前整理手続きでは、不必要に証拠が厳選されてしまい、裁判の進行に差し障るおそれがあります。

実際に、私たちの場合は、顔面を粉碎骨折した妹の顔写真や、亡くなった両親の写真を証拠として扱ってもらえませんでした。裁判員に与える精神的ショックが大きすぎるからと裁判長が言っていたと後から聞きました。しかし、こういう写真こそ、裁判員や裁判官に見てもらいたいです。見てもらえば一目瞭然なのに、それを言葉で説明しろという不合理な裁判になってしまったのです。

また、私たちの裁判では、裁判員らの強い要望により、公判前整理手続きで検察側が取り調べ請求をあきらめた供述調書を、裁判所が職権で改めて証拠採用しました。「証拠が足りない」と裁判員が言ったそうで、裁判員全員の強い要望であると裁判長が法廷で強調していました。

整理手続きも、被害者の意見が反映されないからこのようなることにもなるの

でしょう。裁判員は被害者と同じ市民ですから、私たちと感覚の近い質問を公判でもしていましたが、逆に言えば、私たち被害者が見てもらいたい証拠は裁判員も判断に必要とするのだと思います。

被害者側が手続きに立ち会い、証拠の厳選がなされ過ぎないようにすることができるれば、時間の無駄を省き、よりスムーズに裁判を進めることができると思います。

3 証拠の閲覧謄写を確実にできるようにして欲しい

被害者参加制度の対象事件では、検察官が裁判の中で証拠として取り調べを請求する予定の証拠は、被害者参加人になるかどうかを決める前の早い段階でも、被害者が閲覧できて謄写もできるそうですが、謄写・閲覧が確実にできるようにしてもらいたいです。最高検の通達に基づくのではなく、法律にてもらいたいです。

4 関係者は、被害者参加制度への理解を深めてほしい

(1) 姻族にも資格がある：被害者参加人には家族4人になりました。当初、私が長男の嫁であり、亡くなった両親から見ると「直系親族であっても、姻族であって血族ではない」ので、被害者参加ができないとの誤解もあったようですが、姻族も参加資格があることを確認してもらい、ようやく参加人になることができました。今後、私と同じような立場の被害者が、参加制度からはじかれないように、法曹関係者にご理解いただきたいと思います。

(2) 知識不足の弁護士が多い：私たちは、弁護士探しには本当に苦労しました。主にそれは、被害者参加制度について知識不足の弁護士が多かったからだと感じました。私たちは、事件当初より20～30以上の弁護士事務所に連絡を取りましたが、以下のような理由で断られ続けました。

- ・「被害者参加」に弁護士は必要ない
- ・経験をしたことがなく、できない
- ・まだ運用されたばかりなので、使う必要がない
- ・検察官がいれば大丈夫
- ・何日間も連日開廷になるから、時間が取れない
- ・被害者も被告人も人数が多いので、把握できない

このほか、「危険運転致死傷幇助という罪名は聞いたことがない」というものもありましたが、「被害者参加制度」における弁護士の役割とその重要性を知る弁護士の少なさに驚かされました。

これまで、弁護士の役割は加害者側の弁護人になることだったのでしょうか、今後は被害者側に「被害者参加弁護士」として付くことがあるのだと、多くの弁護士さんにはご理解いただきたいです。

また、被害者が弁護士から2次被害に遭うことがないように、弁護士と被害者との関係がスムーズにいくように、弁護士に制度や被害者についての情報提供をきちんとしてもらいたいと思いました。

さらに、最近は「被害者は一言も話すな。全部、参加弁護士に任せなさい。」などと言う、被害者参加に全く無理解な弁護士がとても多いと聞いたことがあります、大変にショックを受けました。検察官や弁護士など被害に遭っていない法律家には分からぬ、被害者自身の生の声を聞いて欲しいと思うからこそ裁判に参加するのに、弁護士が私達の思いを代弁しても、裁判官や裁判員に心は届かないと思います。弁護士が代弁できるくらいなら、検察官でも良かったはずです。被害に遭っていない人には分からぬ、被害者自身にしか言えないことを直接伝えたいからこそ私達は裁判に参加したいと思っているのです。すべて弁護士に任せろなどというのはあまりに乱暴で、これでは被害者が参加した意味が全くありません。この制度は弁護士のためにあるのではなく、被害者のためにあるのではないでしょうか。

(3) 一番大切な部分を裁判所に制限された：被害者参加制度に基づき、被害者参加人は被告人に直接質問ができるはずで、その点はとても被害者にとって重要なものです。しかし、情状事実についての被告人質問で、被告人側が「包括的な黙秘権の行使をします」と言い、裁判所がそれを認めて手続きが先に進んでしまったため、私たちは、何の発問もできませんでした。そのとき、検察官と私たちの被害者参加弁護士が反論しましたが、覆りませんでした。

「黙秘権というのは、被告人が黙っていても良い権利で、こちらの発問までを制限したものではない」と後で聞きました。直接的には黙秘権に関連する話なのでしょうが、根底には、裁判所の犯罪被害者等基本法や被害者参加制度への理解不足があるように思いますので、裁判所の訴訟指揮には今でも納得できません。

なぜ参加制度を使いたいと私たちが望んだかというと、被告人自身の生の意見が聞きたかったからです。法律論よりも、私たちが重視したのは被告人の事件に対しての想いや反省、そして日常や当日の行動についてでした。情状質問のために、夜通し弁護士さんとも考え、たくさん考えた質問の中から選んだものを家族それぞれが被告人に聞くはずでした。

結局、事件以来ずっと願っていた「被告人の本当の心」は聞くことができませんでしたから、私たち家族は、被告人という人間をどう判断し、どう受け止めれば良いのか分からずなりました。

被害者にとって一番大切な部分を、裁判所が「できない」と制限するのでは、制度は骨抜きになります。何のための参加制度でしょうか。

参考までに、質問は以下のとおりでした。同乗者Aに対しては、

- ・夫：両親の死亡の確認や葬儀に追われ、弟や妹の看病と絶望的な時間を送つてきましたが、その気持ちがあなたには分かりますか。
- ・弟：下半身の障害があり、普通に子供を作ることはできません。そんな私をどう思いますか。
- ・妹：高次脳機能障害で周りの人に理解されない私の苦しみがあなたには分かりますか。
- ・私：幼なじみの酒店店主や運転手だけを責めるのではなく、1人1人が気をつけるように「飲酒運転をさせない環境作り」が大切だったとは思いませんか。

同乗者Bに対しては

- ・弟：あなたは尋問の時に、痛みや高熱で苦しんだと言いましたが、私は自分の痛みに苦しみながら、その上両親を失った悲しみで精神的にもとても辛い思いをしました。どう思いますか。
- ・妹：私と同じ年齢の娘さんがいると聞きましたが、私のように顔が変形し、目から血の涙を流していたら、犯人をどう思いますか。
- ・私：事故の後、事故の道を通ったことがありますか。

法廷で被告人が話したことを聞いてから質問を作るのは、公判が連日続きましたから時間もなく、大変な作業でした。1つでもいいから、せめて聞くだけでも聞いてもらいたかったと思います。

5 平易な言葉使いにして欲しい

裁判で使われる言い回しを、より平易にしてもらいたいです。必要な名称も、法律家だけが理解しているのではなく、誰にでも分かるようにしてもらいたいです。法廷で何が言われているのか、その意味を被害者参加人が分からぬようでは、被害者は参加していないも同然です。例えば、

- ・「双方控訴棄却」と言われただけでは、実際にどういった刑罰になるのか、その場ではピンときませんでした。
- ・刑事訴訟法 292 条の 2 に基づく「被害者の意見陳述」のほかに、同法 316 条の 38 に基づく「最終意見陳述」がありますが、「従来の意見陳述」「被害者論告」「弁論としての意見陳述」など、意見陳述の呼び名だけでも何個もあり、どちらがどちらなのか理解しにくいです。
- ・「被害者参加弁護士」は被害者側だと分かりますが、「委託弁護士」「弁護人」「弁護士」の使い分けが分かりにくかったです。

6 被害者参加人は、いつ何ができるのか？進行を分かり易くして欲しい

被害者参加制度を利用して被害者参加人になると何ができるのか、もっと具体的に早く分かっていたら、安心できました。2009 年 8 月に起訴が決まった時に一番先に調べたのは、どのように裁判が進行して、遺族は何ができるのかでした。検察官から「審理等スケジュール」という物を手渡されたのは、裁判の直前になってからでした。

全てが決まってなくても、被害者参加の場合のある程度の動きや名前を知ることで、「何を分からない」という状況は打開できたでしょう。簡単でも「裁判はこんなスケジュールで進みます」という説明が、早めに欲しいです。

7 被害者参加人も無料で、地元の保育サービスを利用できるようにして欲しい

先日、私は裁判員の候補になり、結局は抽選で漏れましたが、その時に感じたことがあります。被害者も裁判員同様、保育施設を無料で使わせてもらいたいです。その際に、通い慣れない場所に子供を連れて行くだけで、とても疲れますので、できれば自分の住む街の保育所や保育ママなどのサービスを使いたいと思いました。

被害者側になると、せめて子供だけは普通の生活をさせてあげたいと願います。誰もが安心して裁判に行ける環境を作っていただきたいと思います。

第5 終わりに

私たち家族にとっては、3つ目の刑事裁判で被害者参加制度をやっと利用できました。そのとき、私たちは「事件の真相に近づくことが自分たちの手でできた」と思いました。事件の内容については、裁判で初めて聞き、目にすることが多くありました。ショックでしたが、それでも家族だからこそ、苦しんでも率先して参加したい思いになりました。また、参加したからこそ、納得してすべてを見届けることができたのだと思います。

まだ2人の被告人が上告中で、判決は確定していません。ここまで得られている判決は、決して簡単に納得がいくものではなくても、自分たちが自ら質問し答えてもらえたこと、検察官の隣に座れたことで、「被害者参加人」としての確かな地位を感じることができました。裁判を通して、きちんと「被害者」として法律に見てもらえたと思いました。

この「被害者として認められた」成果も、検察官と依頼した弁護士と私たちとのそれぞれの信頼関係があって、初めて得られたように感じました。それぞれが「被害者参加」の意義を十分に理解して、私たちを助けてくれたと思っています。

探しに探した末に見つけた弁護士が制度を十分に理解していくてくれた人だったので、被害者が直接できる事柄の幅が広がり、また裁判中も安心して参加できました。前にも述べましたが、「被害者は一言も話すな」などという無理解な弁護士も多い中、私達家族は直接発言することができて、とても恵まれました。

また、検察官については、複数関わった中で起訴前に担当になったある1人に対しては、暴言を浴びせられ大きな不安感を持ったこともありました。ですが、こちらの話に耳を傾けてくださる検察官もたくさんいて、担当者交代や私たちへの謝罪につながり、検察との信頼関係を保てました。それが何よりもうれしかったです。

被害者側の気持ちを理解してくれるパートナーとして、検察官と弁護士を信頼できたのは大きかったです。信頼は、被害者の心の回復に直接つながると思うからです。

今後、この制度をより多くの検察官・弁護士に理解してもらい、悲しくも被害者となってしまった人に広く利用してもらいたいと思います。全ての納得とはいきませんが、被害者は誰もが真実を知りたいのですから、この参加制度はとても

意義があります。加害運転手の裁判の時は、制度の施行前であったため裁判に参加することができませんでしたが、もし制度が使えたら率先して使いたかったです。

どうか、より良い被害者参加制度となるよう、工夫を重ねていただきたいと思っています。

本日はありがとうございました。

平成24年7月6日

法務省刑事局 御中

武田俊子

被害者参加制度の3年後見直しに関する意見書

私は、バーの経営者であった息子を従業員に惨殺された息子の母親です。事件は、昨年の9月に銀座で発生しました。息子はお店の中で寝込みを襲われ、ハンマーで頭部を滅多打ちにされました。そのとき、犯人の恋人が従業員として働いており、犯行のときも現場にたとうです。恋人も逮捕されましたが、証拠不十分ということで起訴されませんでした。恋人は、犯人の裁判で証人として出廷しました。

しかし、私を支援してくれていた弁護士の先生から、「遺族は、証人に対しては、情状しか聞けず、犯行の内容や経緯、動機などについては全く質問できない」と聞かされ、びっくりしました。

その恋人は、犯人と息子との間であった、店でのトラブルの内容や、殺害の動機、犯人とのメールのやりとり、どうやって殺したか、息子の最後はどんな様子だったかなど、全てを一部始終見ていて、知っていたはずです。

でも、遺族である私は一切、そのことについて聞くことが許されませんでした。被害者や遺族が、『知りたい』と思う権利や思いをもっと重視して下さい。遺族であっても、犯行の内容や経緯、動機についても証人からきちんと聞けるようにして欲しいと思います。

それが、せめて、残された親の権利でもあるかと思います。